

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

契約書別紙(兼 重要事項説明書)

あなたに対する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院
主たる事務所の所在地	千葉県旭市イの 1326
代表者	理事長 吉田 象二
設立年月日	平成 28 年 4 月 1 日
電話番号	0479-63-8111

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	総合病院国保旭中央病院
サービスの種類	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
事業所の所在地	千葉県旭市イの 1326
電話番号	0479-63-8111
FAX 番号	0479-63-8580
指定年月日	平成 28 年 4 月 1 日
事業所番号	1211411255
管理者の氏名	今野 和成
通常の事業の実施地域	旭市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。
運営の方針	1. 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。 2. 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。 3. 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	人員
管理者	1 名
医師	2 名(常勤兼務 1 名、非常勤兼務 1 名)
理学療法士	4 名(常勤兼務 4 名)
作業療法士	4 名(常勤兼務 4 名)

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

6. 提供するサービスの内容

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)とは、利用者(要介護者等)について、その者の居宅において、その心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうサービスです。

当事業所では、理学療法士、作業療法士のいずれか又は両方が、利用者・家族のニーズに沿い、主治医・ケアマネジャーなどの関係職種と連携を図りながら、サービスの計画・実施を行ないます。

曜日	提供時間	内容	担当
週 曜日	～	理学療法・作業療法	
週 曜日	～	理学療法・作業療法	
週 曜日	～	理学療法・作業療法	
週 曜日	～	理学療法・作業療法	
週 曜日	～	理学療法・作業療法	

(注1)提供時間は 20 分単位で定められております。当日のサービスの内容等により提供時間を変更する場合があります。

(注2)交通事情等により、開始時間が遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

(注3)事業所および担当の都合により、曜日・時間帯・担当を変更させて頂く場合があります。

7. サービスの利用料

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用料は下記の通りです。

(1)介護保険給付によるサービス

項目	算定	利用者負担金 (1割負担の場合)
【基本部分】		
☐ 訪問リハビリテーション費・ 介護予防訪問リハビリテーション費	1 回(20 分)あたり	要介護 308 円 要支援 298 円

※1 度の訪問にあたり、2 回(40 分)のサービスを基本に提供致します。

【加 算】		
☐ リハビリテーションマネジメント加算(イ) 医師が利用者に説明し同意を得た場合	1 月あたり	180 円 +270 円
☐ 短期集中リハビリテーション加算	1 日あたり	200 円
☐ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1 日あたり	240 円
☐ 移行支援加算	1 日あたり	17 円
☐ サービス提供体制加算	1 回あたり	6 円
☐ 退院時共同指導加算	退院時のみ 1 回	600 円

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

(注1)この利用料は、介護保険の法定利用料に基づく金額であり、これが改定された場合には、利用料も自動的に改訂されます。その際には書面にてお伝え致します。

(注2)介護予防給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、越えた額の全額をご負担いただくことになりますのでご注意ください。

(注3)利用負担の割合は、介護保険負担割合証に基づきます。

(注4)短期集中リハビリテーション加算は、退院(所)日または認定日から3ヶ月以内にあって、概ね週2回以上かつ1日40分以上、訪問リハビリテーションを利用した場合に加算されます。

(2)その他の費用

①交通費

当事業所の通常の実施地域にお住まいの場合、交通費は必要ありません。

当事業所の通常の実施地域外にお住まいの場合、当事業所の規定により、交通費を実費にてご負担頂きます。

②ご利用者の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者様の負担になります。

(3)支払方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、あらかじめ指定した方法で毎月25日までに支払ってください。(諸手続きの都合上、請求書の発行が翌月以降に遅れる場合があります。)

8. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに当事業までご連絡下さい。

キャンセル料は発生しません。

9. 緊急時における対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に病状の急変などがあった場合は、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡し、連携をとりながら必要な措置を講じます。

緊急連絡先	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	様 () () —

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員等への連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

11. 風水害発生時のサービス対応

風水害によるサービスの中止・開始時間の延期については、下記が想定される場合に検討致します。

サービスの中止	サービス提供地域に警戒レベル4相当以上に該当する以下の警報等が発令中、または発令が予測される場合 ・大雨特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・氾濫発生情報または危険情報 ・高潮特別警報または警報
	サービス提供地域に大雨・洪水・暴風警報が3つ同時に発令中、または発令が予測される場合
	上記以外で、サービス提供に向かう際に身の危険を感じるような天候状況であった場合
	風水害により職員が出勤出来ない場合
開始時間の遅延	サービス提供予定時間後の天候状況回復により、サービス提供が可能と判断される場合

12. 相談、要望、苦情等の窓口

訪問リハビリテーションに関する相談、要望、苦情等は、担当者まで気軽にご相談下さい。
また、下記窓口でも承りますので、ご利用下さい。

サービス相談窓口	電話:0479-63-8111 (代表) 担当者:今野 和成(リハビリテーション科) 受付時間:平日 8:30~17:30
----------	---

令和 年 月 日

当事業者は、訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、契約書別紙(兼重要事項説明書)に基づいてサービス内容および重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 地方独立行政法人
総合病院国保旭中央病院
所在地 千葉県旭市イの1326

説明者

私は、訪問リハビリテーションサービスの利用にあたり、契約書別紙(兼重要事項説明書)に基づいてサービス内容および重要事項の説明を受け、内容に同意しました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名